

弥彦村第3 次行政改革大綱

《平成1 7 年度～平成2 1 年度》

平成1 8 年3 月

弥 彦 村

目 次

第1章 行政改革の基本的な考え方

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. これまでの行政改革の取組み・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 行政改革推進の基本理念・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 改革の実施方針

- 1. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 具体的な推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 改革事項

- 1. 新たな視点による事務事業の改善・・・・・・・・・・ 4
- 2. 機能的・効率的な組織の整備・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 職員能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 経営感覚を持った財政運営の確立・・・・・・・・・・ 6
- 5. 住民との協働体制の確立・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6. 行政改革の継続性の確保・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 行政改革の基本的な考え方

1. はじめに

(社会的背景)

平成15年に合計特殊出生率が1.29と過去最低水準を記録し、我が国の総人口は平成18年にピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。また、財政状況につきましても、国・地方を通じた借入金残高が700兆円を超える等、依然として厳しい状況にあります。

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体の役割の重点は、国や都道府県の包括的な指揮監督の下で事務処理を行うことから、自らの責任と判断で地域住民のニーズに主体的に対応していくことへと転換されました。また、昨今の三位一体改革の推進により、住民の受益と負担の関係がより明確になるとされています。

このような社会情勢の変化に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくためには、住民に最も身近な地方自治体を中心となり、住民の負担と選択に基づいた個々の地域にふさわしい総合的な公共サービスを提供する地方分権型行政システムに転換していく必要があります。

(行政改革の必要性)

地方自治体ではこれまでも行政改革への不断の取組みを続けており、弥彦村におきましても、昭和60年10月に「弥彦村行政改革大綱」を、平成8年には「弥彦村第2次行政改革大綱」を定め、行財政改革の推進、時代の変化に的確に対応できる行政システムの構築を目指し、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、依然好転の兆しが見えない地域経済や地方財政等を背景に、弥彦村に限らず、地方自治体の行政改革の状況に対する住民の視線は大変厳しいものとなってきています。また、国が進める三位一体改革による国庫補助負担金の削減、地方交付税の縮減及び所得税から住民税へ的一部移管による税源移譲の実施は、本村のように歳入総額の過半を依存財源に頼る自治体には大きな衝撃となっています。

市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、地方自治体の果たす役割が改めて問われており、単独村政の維持を選択した弥彦村に対しても、村民が求める公共サービスは、合併市町村と同様のものです。

また、国においては、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務省）」を策定し、より一層積極的な行政改革の推進を促しています。

このような状況を踏まえ、弥彦村が今後行政改革を推進するにあたっては、住民と協働しながら、危機意識と改革意欲を持って新たな課題に積極的に取り組み、行政組織運営を刷新していくことが必要であります。

(改革の基本理念)

地方自治体を取り巻く課題並びに多様化する住民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応するために、「簡素」で「効率的」な行政組織を構築し、「住民サービスの向上」を図ることが必要であり、これを実現するためには、事務事業の見直し、行政コストの削減、新たな財源の確保等を目指した抜本的な改革を行うことであり、その新たな改革の指針として「弥彦村第3次行政改革大綱」を制定するものであります。

この改革を進めるに当たっては、職員一人ひとりが改革意識を強く持ち、行政運営における公正性と透明性の確保に一層取り組むことが必要であると同時に、住民の協力を得て「住民との『協働』によるまちづくり」を進めることが大切であります。

2. これまでの行政改革の取り組み

本村は、昭和60年10月に第1次大綱を、平成8年3月に第2次大綱を策定し、数々の行政課題の解決に向けて取り組みを行ってきました。

具体的には、「住民サービスの向上」と「簡素で効率的な行財政運営」を基本とし、福祉のまちづくり推進、補助金事業の見直し、時代に即した組織機構の構築、職員の能力開発等に努めてきました。

3. 行政改革推進の基本理念

第3次大綱では、これまでの取り組みや日常業務を根本から見直し、あらゆる面から改革を進めることを前提として策定し、「簡素」、「効率」、「サービス」、「スピード」を基本として事務事業の洗い直しを行い、時代に即した行政需要に応えられる行政組織の確立を目指すものであります。

第2章 改革の実施方針

1. 計画期間

「弥彦村第3次行政改革大綱」は、平成17年度から平成21年度の5年間を推進期間として定めます。

2. 具体的な推進方法

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、行政改革大綱に基づいた、わかりやすく、具体的な取組みを明示した計画を策定し、住民に公表することとされていますが、この指針に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、大綱の実施計画として「弥彦村行政改革 集中改革プラン」及び「中期財政計画」を策定し、行政改革を確実に推進して行きます。

3. 推進体制

この大綱を推進し実現するために、村長を本部長とし、各課、室、局、所長により構成される弥彦村行政改革推進本部を中心に全庁的に対応するとともに、職員一人ひとりが改革意識を持ち積極的に取組む体制を作ります。

第3章 改革事項

1. 新たな視点による事務事業の改善

施策の選択が厳しく問われる財政状況の下、各事業の推進にあたっては、住民のニーズへの的確な対応や効率的かつ効果的な執行が必要であります。

現在実施している事業については、住民の視点により常に見直しを図り必要性の薄い事業については、廃止、類似事業の統廃合を積極的に行い、新規事業を立ち上げるにあたっては、十分な効果予測を行なったうえで取組み、効率的な事業の実施を図ります。

① 事務事業評価制度の導入

わかりやすく透明性の高い成果志向型の行政運営を実現するため、事務・事業の成果としての評価と、評価結果や決算を計画・予算等に反映させる仕組みであるPDCAサイクル（計画[Plan]・実施[Do]・評価[Check]・見直し[Action]）を定着させます。

② 電子自治体の推進

個人情報の保護の徹底やセキュリティ対策に万全を期しながら、情報通信技術を活用して各種事業の簡素・効率化及び住民サービスの向上を図り、電子自治体への取組みを進めます。

③ 民間活力の積極的な活用

住民サービスの質とコストに留意しながら、総ての事務事業の再編・整理、廃止・統合を検討するとともに、指定管理者制度の活用を含む民間委託を検討します。

2. 機能的・効率的な組織の整備

社会経済情勢や住民の価値観等、村を取り巻く環境の変化に柔軟、的確、迅速に対応できる組織づくりが必要であります。

① 庁内組織の再編成

組織の簡素化、合理化を基本に新たな行政課題に対応できる組織体制や組織相互間の応援体制の整備、業務の集中処理の促進等、柔軟で効率的な組織づくりを実施し、組織横断的な課題の検討・解決に対しては、関係する各課の職員からなるプロジェクトチームによる対応を検討します。

② 付属機関の再編成

審議会、協議会等付属機関の設置の必要性や運営状況について見直しを図り、整理統廃合を検討します。

③ 職員の定員管理と意思決定機能の強化

簡素で効率的かつ柔軟な行政システムの構築を進めるため「弥彦村定員適正化計画」を策定し、業務量に応じた職員配置の適正化並びに限られた人材を有効に活用するための人事システムの導入を図ります。

3. 職員能力の向上

人材や財源などの資源が限られた状況の中、社会経済情勢の大きな変化に柔軟・的確に対応していくためには、職員一人ひとりが、日常業務において常にコスト意識と明確な目的意識を持ち、状況の把握、問題の認識・分析、解決方法の検討など多様な能力を高める必要があります。

そのため、人材の育成とともに業務遂行の達成感や満足感を実感できるような仕組みや簡素で合理的な体制の構築を図ります。

① 人材の育成

限られた財源で最良の住民サービスを提供するには、職員の資質向上と、男女を問わず職員一人ひとりが、自らの意思に基づいて主体的に業務に取り組むことが重要であります。

このため、「弥彦村人材育成方針」を作成し、この方針に基づき、職務を遂行する上で必要となる基礎的な知識や技能の習得はもとより、創造性豊かで高い見識と専門性を持ち、また、行政の担い手として政策形成能力等を有する意欲ある人材の育成を図ります。

② 能力・成果主義による人事考課

適材適所の人事配置を推進するとともに能力・成果重視の人事制度の確立を図り、人的資源を有効に活用し組織を十分に機能させていく必要があります。

仕事の成果、取り組む姿勢、日常の勤務態度等、職務遂行上見られた能力等について、公正で納得性の高い統一基準による客観的な人事評価制度の導入を図ります。

高度な知識、技術を持った民間人の採用、育児休業等の代替を含む任期付き職員の採用等、職員の採用制度についても検討を行います。

③ 職員給与等の適正化

職員給与や諸手当等は、国による国家公務員制度改革や地方公務員制度改革にならない社会情勢に即したものとし、職員給与の状況や定員管理状況等を理解しやすい形式で、広報誌及びホームページへの掲載を行います。

4. 経営感覚を持った財政運営の確立

村は住民に最も近い基礎自治体であり、最小単位の地方政府であります。常に地域経営を念頭に置き、地域の活性化のために有効な施策を展開する必要があります。

① スリムな行政運営への転換

厳しい財政状況の中で、多様化する村民のニーズに対応するため、徹底的な経費の削減に取組み、スリムな行政経営へ転換するとともに、聖域を設けず制度面からの検証を行うなど、あらゆる経費の削減を図ります。

② 財源の確保

村税徴収率の向上を図るとともに、人口増加策の検討、温泉資源を活用した地域経済活性化等で自主財源の確保に向けた積極的な取組みを行います。

③ 受益者負担の適正化

施設使用料等については、維持管理に係る経費を考慮し、施設の利用状況と近隣自治体等との均衡を図りながら実態に即した使用料への見直しを行います。

5. 住民との協働体制の確立

社会の成熟化・複雑化や価値観の多様化に伴って社会構造が大きく変化し、村民の意識も経済的な豊かさの追求から心の豊かさを重視する傾向が強まっており、これまでの社会制度や行財政のしくみが十分機能しえなくなってきました。こうした中、公益的なサービスはすべて行政が担うという従来の発想から抜け出し、複雑多様化する公共的な課題を村民と行政が協力して円滑に解決していくことが必要であります。

そのため、政策形成から実施までを通じて村民と行政の信頼関係の基礎となる透明性を確保するとともに、村民と行政のパートナーシップの確立を目指します。

① 行政情報の公開と共有化

村民の行政に対する理解と関心を高めるとともに、村民と行政の情報較差を縮小し村民と行政の相互理解を深めるために、様々な行政情報を積極的に公開します。

また、より多くの村民が必要な情報を簡単に取得でき、わかりやすく容易に理解できるように情報提供の工夫と改善を進めます。

② ボランティアの活用

ボランティアの活用により、その有する経験や知識を事業に発揮することができますので、これまでの行政主導によるサービスの提供だけでなく、自発的なサービスの提供者となる新たなボランティアの育成、支援を図り、官と民が協働したまちづくりを目指します。

③ 村民の参加と村民との協働

複雑多様化する公共的な課題を解決していくために、村民の活発な参加を推進するとともに、行政と村民活動の活動領域を明確にしながら、村民活動を支援する仕組みや広く村民からの意見を募るための公聴システムの充実に努め、まちづくりに村民と行政が共に取組める仕組み作りを推進します。

6. 行政改革の継続性の確保

現在、地方分権改革と三位一体改革が進んでいる中、その動向は先行き不透明な部分も多く、また、長期にわたる社会経済情勢の低迷により、村の財政状況の好転は厳しい状況にあります。安定した行政運営を行う上で、行政改革は永久のテーマとして引き続き推進することが必要でありますので、職員全員が経営的視点に立ち、住民ニーズを的確に把握し、住民にとって本当に必要な行政サービスを提供していくことが重要であります。

① 行政改革意識の徹底

行政改革の必要性について職員全員に意識の徹底を図るとともに、庁内LANを活用した情報の伝達等、常に周知を図るよう工夫し、改革の足取りを明確化した中で、職員のやる気を喚起して行きます。

② 住民へのわかりやすい行政改革の報告

広報誌において、村の財政状況や職員給与等について公表を行っていますが、集中改革プラン、改革の進捗状況と合わせホームページにも掲載することで、周知を行い住民との共通理解を育みます。